

事務連絡  
令和8年2月13日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中  
市町村

厚生労働省老健局介護保険計画課

市町村が行う介護保険の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請の  
手続の簡素化等について

令和4年度の地方分権改革に関する提案募集において地方から提案された事項を受け、別添のとおり「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定しているところであり、地方からは市町村が行う介護保険の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請の手続の簡素化についても提案があったことから、当該対応方針中「4 義務付け・枠付けの見直し等」に記載のとおり、「高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2）については、市町村及び被保険者の負担を軽減するため、市町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、令和6年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。」こととしている。

これを踏まえ、今後、関係法令の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定であるが、あらかじめ、今回の改正の趣旨及び概要について、下記のとおり通知するので、その円滑な実施にご配慮いただきたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

市町村が行う介護保険の高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について、市町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。

### 第2 改正の概要

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請については、現在、必要事項を記載した支給申請書を、添付書類と併せて保険者に提出する必要があるとして、これ以外の方法は認めていないが、令和8年度中に、省令改正等の必要な措置を講ずる予定である。

具体的に想定している内容は以下のとおり。

- ・ 市町村が要綱等で別段の定めをすることで、高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請手続を簡素化することを可能とする
- ・ その結果、別段の定めをしたうえで、申請書の記載内容を工夫すること等により、実質的な申請は初回時のみで足りるようにすることも可能となる
- ・ これにより、市町村に毎年申請するという被保険者の負担の軽減や、毎年申請書を受け付け、申請書の記載等を確認するという市町村の事務負担の軽減に資すると考えられる

一方で、上記の運用とした場合、滞納者との接触の機会が失われることや、世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額医療合算介護（予防）サービス費の過誤給付が発生すること等のデメリットがあることも踏まえた上で、手続を簡素化するか否かの検討を行っていただきたい。

なお、現行において高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請は、多くの場合で医療保険の窓口経由で行われているところ、その取扱いが変わるものではなく、引き続き医療保険者と連携した上で対応いただきたい。

また、より詳細の内容が決まり次第、追ってお示しする予定である。

### 第3 市町村介護保険システムの改修

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請の手続の簡素化に伴い、市町村介護保険システムにおいて必要となる機能については、介護保険システム標準仕様書にてお示ししている。

### 第4 施行期日等

「第2」に係る改正について、令和8年度中の公布・施行を予定。